

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年4月16日

石川商銀信用組合

金融整理管財人

一、はじめに

当組合は、平成12年3月30日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第1項に基づく申出を行いました。

これを受け平成12年3月30日、石川県知事より、金融再生法第8条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融整理管財人は、金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査し、平成12年7月21日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年3月30日に選任されてから直ちに開始しましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の刑事上や民事上の責任を明確にするための調査を継続しておりますので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

二、旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人の1人である弁護士と公認会計士各1名を委員とし、事務局に金融整理管財人補佐人1名を当て「責任解明委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構、株式会社整理回収機構との協議、情報交換をいたしながら、法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、預金保険機構特別業務部の協力を得て「責任解明委員会」において、当組合における旧経営陣の不法行為の有無について、不良債権となつた融資案件の調査、決算処理の内容調査をしたほか、役職員への事情聴取を行うなど、可能な限り調査しましたが、現在までのところ訴追すべき不法行為は見られませんでした。

3. 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及の為の調査方針

まず、旧経営陣が貸出金管理の重要性を十分認識し、適切な組合運営にあたつできたかどうかを調査いたしました。

次に、個別貸出案件について旧経営陣がどのように対応してきたかを知るため、直接組合破綻に結びついた大口不良貸出先5先を中心に調査を進めました。

(2) 調査結果

旧経営陣は、以前から組合の貸出金管理技術が未熟で審査能力を含めた貸出金審査体制も不備であったが、これを改善することなく、また金融環境の変化に即応した融資戦略の転換も効果的に実施せぬままに、相互扶助意識の強いなかで旧来の手法に頼った受身の融資姿勢を踏襲してきました。

このように貸出金管理全般に関する総合的な欠陥を内包するなかで組合の体力、業容をよく認識することなく、一部大口先の需要に応じて安易に新規融資、追加融資を行い、これらがここ数年急速に不良化してきました。

大口5先への個別貸出案件について調査したところ共通することは、相手先の業況や信用力の調査が不十分であること、返済財源を含め返済の確実性をよく把握していないこと、担保、保証人の徴求も保全に不足していたこと等あります。

(3) 調査結果に基づく検討

金融整理管財人は上記の調査結果を慎重に検討・審議した結果、次のような結論に達しました。

旧経営陣は、金融環境の激変期において組合の貸出金リスク管理全般の改善・改革に効果的に取り組まなかつたことは、経営者としてなすべき義務を果たさなかつた職務懈怠の責めがあるものと考えます。

しかし、不良貸出先に対する個々の具体的貸出案件に対する代表理事らの対応をよく調査しますと、

①不確実ではあるが一定の返済財源を見込んでいたこと。

②返済財源が確実でないため、手形貸付により極力短期融資とし、期日回収に努めていたこと。

③期日回収できない場合、不十分ではあるが担保の追加、保証人の追加に努めていたこと。

など、債権保全に努力してきた形跡も見られます。

このような一定の債権保全努力の形跡を無視し得ぬものの、旧経営陣は固定化した先への追加融資など安易な貸出を重ねてきたことは紛れのない事実であります。

しかしながら、金融整理管財人としては旧経営陣に対し、具体的に訴訟を提起するには、当時の審査資料が極めて乏しく、貸出先の信用調査や返済財源の把握、担保評価など、貸出当時の融資判断の適否を認定することは現時点において妥当ではなく、これらの点をより更にきめ細かく調査し明確にすることが必要であると考えるものです。

以上のことから、残念ながら現状において訴追に踏み切るまでには至らなかつたものであります。

(4) 今後の対応

今後、上記の責任解明委員会が調査した債権ならびにその他の不良債権を、株式会社整理回収機構に譲渡することになりますので、同社において引き継ぎ責任追及が行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権も同社に譲渡する予定であります。